平成30年第4回邑楽町議会定例会議事日程第4号

平成30年12月14日(金曜日) 午前10時開議

邑楽町議会議場

- 第 1 請願・陳情
- 第 2 議員派遣の件について
- 第 3 閉会中の継続調査報告について
- 第 4 閉会中の継続調査について

○出席議員(12名)

1番	黒	田	重	利	議員		2番	大	賀	孝	訓	議員
3番	瀬	山		登	議員		4番	松	島	茂	喜	議員
5番	塩	井	早	苗	議員		6番	原		義	裕	議員
7番	松	村		潤	議員		8番	神	谷	長	平	議員
9番	半	田		晴	議員	1	0番	坂	井	孝	次	議員
11番	大	野	貞	夫	議員	1	4番	小	島	幸	典	議員

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金	子	正	_	町			長
大	胐		_	副	H	1	長
藤	江	利	久	教	官	ì	長
関		春	彦	総	務	課	長
横	山	淳	_	企	画	課	長
金	井	幸	男	税	務	課	長
築	比 地		昭	住	民	課	長
田	部 井	春	彦	安	全安	心調	長
橋	本	恵	子	健	康 福	祉調	長
久	保 田		裕	子。	どもえ	支援記	果長
森	戸	栄	_	農兼事	業 農 農 務	興委員	会
小	林		隆	商	工振	興調	是
阳	部	昌	弘	都	市建	設調	是
山	﨑	健	一郎	会兼	計管会計	ぎ 理 十 課	者長
中	繁	正	浩	学	校教	育調	長
半	田	康	幸	生	涯 学	習調	長

○職務のため議場に出席した者の職氏名

 松
 崎
 嘉
 雄
 事
 務
 局
 長

 石
 原
 光
 浩
 書
 記

◎開議の宣告

○小島幸典議長 これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付したとおりでございます。

[午前10時02分 開議]

◎日程第1 請願・陳情

○小島幸典議長 日程第1、請願・陳情を議題とします。

委員長の報告を求めます。

松村潤総務教育常任委員長。

〔松村 潤総務教育常任委員長登壇〕

○松村 潤総務教育常任委員長 総務教育常任委員会に付託された請願について審査結果を報告いた します。

請願第7号 「会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める」 意見書提出を要請する請願書につきましては、引き続き検討を要するということから、継続審査と 決まりました。

以上報告いたします。

○小島幸典議長 請願第7号 「会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める」意見書提出を要請する請願書についての委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

大野貞夫議員。

○11番 大野貞夫議員 松村委員長には大変ご苦労さまです。私、紹介議員という立場でありますので、2つほどちょっと質問をさせていただきます。

常任委員会の中では、今、委員長の報告にもありましたように、継続ということになったわけですが、この常任委員会での質疑内容、審議内容ですか、どのような議論がなされて継続になったのか、その辺の説明をしていただきたいと思います。

- ○小島幸典議長 松村潤総務教育常任委員長。
- ○松村 潤総務教育常任委員長 さまざまな意見が出たわけでありますけれども、集約しますと、待 遇改善を求めることにつきましては、悪いことではないと、基本的には賛成であるけれども、実施 までに2年間あるということでありますので、さまざま検討も必要ではなかろうかと、あえてここ で今進める必要もないではないかと、このような判断をいたしまして、こういう結果になりました。
- ○小島幸典議長 大野貞夫議員。
- ○11番 大野貞夫議員 この請願の内容は、さきの全員協議会の中でも説明をさせていただいたわけ

ですが、改めて言うまでもなく、この請願の趣旨は、これは2016年ですか、実施した総務省の調査、これによって自治体で働く人たちの臨時及び非常勤職員、全国で64万人いるという調査があったわけですが、職員の3人に1人は臨時職員、こういうふうになっているわけです。現在ではさらにふえて、今65万人と言われております。職種は非常に多岐にわたりまして、行政の事務職のほかに、邑楽町では特に保育士ですか、邑楽町でもこういう問題に今非常にいろいろ懸案になっているわけですけれども、保育士とか、学童の指導員あるいは学校給食調理員、そのほかに看護師、医療技術者、各種相談員、図書館の職員、公民館の職員、学校現場の事務職員など非常に多岐にわたって、その多くの職員が恒常的な業務についておるというのが現状だと思います。

地方行政の重要な担い手となっておるわけでして、この人たちをなくして行政はもう成り立たなくなっているというのが実態だと思います。そして、これに対して国はこの間、国内の各種団体またはこうした格差の中で働く人たちや多くの国民の要求に対して2017年、昨年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立をしたわけです。これによっていわゆる会計年度任用職員制度によって、この非常勤職員を公的に位置づけて、そして職務給の原則、同一労働・同一賃金の原則に基づきまして、常勤職員との均等待遇を求めていくということをこれは与野党を通じて成立をさせた、そういう法律なわけです。

そして、今先ほども委員長の話もありましたように、2年後の2020年4月には施行されるということになっております。ところが、肝心の財政措置がはっきりしていません。いわゆるその枠組みだけつくって、そのもとになる財源がこれをどうしていくのかというのがはっきりしていないという、ここに1つ大きな要因があると思うのですが、それを今後一般財源か、あるいは地方交付金として措置するのか、明確になっていないわけです。そのことが要するに2年後ですから、あっという間ですから、この自治体に対してそのしわ寄せが来るというのでは、これはもうとんでもないことでありまして、だからそのためにも今からその財政措置を国の責任として、もう早く明確にしてもらいたい。これがこの請願の趣旨なわけです。

ですから、私は私の立場からすると、何ら反対する理由はないのではないかというふうに私は今 思っているのですけれども、この点について常任委員会の中で具体的なその議論というのはどうだったのか、その辺はちょっと知りたいと思いますので、説明していただきたいと思います。

- ○小島幸典議長 松村潤総務教育常任委員長。
- ○松村 潤総務教育常任委員長 今後働き方改革が進んでいく中で、正規職員になりたい方あるいは 今までどおりパートで働いていきたい方、さまざまです。いろいろなスタイルがあると思うのです けれども、そういった今後実態等も把握していく必要があるのではなかろうかと、このような話も ございました。そういったことを考えますと、見直しを含めた、大野議員が言われるように、やは り国が決まっていないのではないかと、でもこれから改革が進んでいく中で、そういったさまざま な考え方の方がいらっしゃるわけですから、そういったことを見直しを含めた、そうした時間も必

要ではなかろうかということで委員会としてはこういう結論に達しました。以上です。

- ○小島幸典議長 大野貞夫議員。
- ○11番 大野貞夫議員 これで最後にいたしますが、先ほど言ったパートの人たちですか、これは要するに上限、それ以上いくと扶養から外れなくてはならないという立場もあるわけですが、ここの中で言っている、この法律の中には、その人たちを阻害するようなことはないのだと、それは尊重していきますと、本人が正規職員に希望しなければ、それはそれでいいのだということも、これは明らかになっているわけです。

ですから、私は常任委員会で継続といったことに対しては尊重しますけれども、ぜひ今後継続の中でそれらも含めて議論を深めていただいて、できれば最終的にはこれを採択をして、国のほうに上げていくということを希望したいと思います。

以上です。答弁は要りません。

○小島幸典議長 ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

請願第7号 「会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める」 意見書提出を要請する請願書に対する委員長の報告は継続審査であります。

お諮りします。委員長の報告のとおり、請願第7号については閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小島幸典議長 異議なしと認めます。

よって、請願第7号は閉会中の継続審査と決定しました。

◎日程第2 議員派遣の件について

○小島幸典議長 日程第2、議員派遣の件についてを議題とします。

会議規則第126条の規定により、配付のとおり議員を派遣します。

お諮りします。配付のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小島幸典議長 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定します。

◎日程第3 閉会中の継続調査報告について

○小島幸典議長 日程第3、閉会中の継続調査報告についてを議題とします。

総務教育常任委員長から視察調査の報告を願います。

松村潤総務教育常任委員長。

〔松村 潤総務教育常任委員長登壇〕

〇松村 潤総務教育常任委員長 総務教育常任委員会の視察調査報告をいたします。

視察期日及び場所、目的、参加者、詳細につきましては、委員会合同視察調査報告資料として配付してございますので、ご一読をお願いいたします。

最初に、「自力解決の力」を育む「幼保小中一貫教育」の推進についてご報告いたします。

山形県南陽市は、平成23年度に策定した第5次総合計画の中で、目指す都市像として、「教育のまちづくり」、「産業のまちづくり」、「健康のまちづくり」の3つのまちづくりを掲げ、学校教育においては、「幼保小中一貫教育」と「社会参画活動」を大きな柱として取り組んでいます。

地域総合型教育では、地域・家庭・学校が一体となって子育て活動を展開することによって、子供たちが社会参加活動ではなく、社会参画することで地域が活性化するというものであります。

子供たちの社会参画の一例として、小学生の朝の登校時に上級生が保護者と一緒になって横断歩道に立ち、児童が安全に道路を渡れるように旗を持つ活動も行われているとお話を伺いました。大変すばらしいことであると感銘をいたしました。

南陽市の学校教育の目標は、「激動の21世紀社会を自ら切り拓き、たくましく生きぬく子どもの育成」であり、三輪車に例えると、確かな学力をつける学習指導と生き抜く勇気を与える生徒指導を後ろの両輪とし、心の教育・情操教育が前輪となります。三輪車をより望ましい方向へと力強くこぎ進める力、すなわち自力解決の力・自己指導能力を高め、自立した社会人に育て上げるのが南陽市の教育であるとしています。

南陽市における施設分離型の幼保小中一貫教育ということで学ばせていただいたことは、学校教育課、生涯学習課、福祉課の職員も一緒になって教育観を共有して進めている。中学校の教育を充実させるために、小学校に協力を求め、その小学校の教育を充実させるために、幼稚園・保育園に協力を求めることで、幼保小中一貫教育を推進しています。

邑楽町においても、町の宝である子供たちの未来を見据えた中で、さらなる教育環境の発展のために求められているものも感じた思いがいたしました。

次に、南陽市文化会館と山形県立博物館については、まとめをもって報告とさせていただきます。 南陽市文化会館は、杉材を活用し、最先端の耐火木造技術、地震に強く、安全性の高い耐震構造 になっており、全国初となる大型木造耐火ホールです。また、維持管理のための手法として、ネーミングライツを採用し、愛称としてシェルターなんようホールとなっております。

山形県立博物館を代表する展示物に、縄文の人々の祈りを現代に伝える国宝土偶「縄文の女神」、「ヤマガタダイカイギュウ化石」が挙げられます。

また、「旧済生館本館」は、明治11年9月に竣工され、オーストリア人医師・ローレツが近代医 学教育の教鞭をとったことでも知られています。

昭和41年に国の重要文化財に指定され、昭和46年に「山形市郷土館」となりました。

以上、総務教育常任委員会の視察調査報告といたします。

○小島幸典議長 次に、産業福祉常任委員長から視察調査の報告を願います。

瀬山登産業福祉常任委員長。

〔瀬山 登産業福祉常任委員長登壇〕

○瀬山 登産業福祉常任委員長 委員会合同視察の中の産業福祉常任委員会の部分で、坂東市農地基 盤整備事業についての視察をまずご報告いたします。

茨城県坂東市は、茨城県南西部に位置し、総面積は123.03平方キロメートルで、市全域が首都圏 近郊に近いことから、生鮮野菜生産地に指定されております。平成30年6月1日現在の人口は5万 4,743人、世帯数は2万848世帯で、平成30年度一般会計当初予算は211億円となっています。

私たちは坂東市の農業ということで視察してまいりました。この地域は、坂東市を含む古河市・ 五霞町・境町の4市町は、茨城県県西農林事務所境土地改良事務所が県営農村整備事業や団体営事 業の指導を担当しています。各市町はこの県営事業を活用して、田畑の規模拡大や畑地かんがい施 設等の整備を進め、生産性及び作物品質の向上、高収入作物を中心とした営農形態への転換を促進 するとともに、担い手の育成及び農地集積を行っています。

この地域は、県内でも肥沃な土地を利用して、利根川沿岸には沼地や湿地帯を干拓した肥沃な水田が開けています。

坂東市は、温暖な気候と首都圏への地理的条件を生かして、年間通して生鮮野菜を生産し、年間 155億円を超す生産額となっています。

この視察の内容ですけれども、私ども一行は坂東市に着くと、まず庁舎でお互いの挨拶を済ませ、 現地を見学しながらという視察で行いました。

まず、県営畑作地帯総合整備事業ということで、農山漁村地域整備交付金農地整備事業を活用した畑作地帯の研修をしてまいりました。ここは、事業前は不整形で分散した小規模な圃場が点在して、排水性が悪い。道路が狭い。耕地の分散、荒廃地の点在などの問題があり、農機具の進入が困難だったり、またできた作物の品質が低下したり、作業効率が非常に悪くなっていた土地だったそうです。それを平成10年ごろから農家の要望で土地改良事業を進めることになりまして、採択を受けたのは平成24年度、実際に工事が入ったのは平成26年度でした。最初準備のため16年かかったと

いうことです。この土地改良するには、まず農地を持っております地権者の約90%の同意がないと事業に入れない。そして、いろいろ進めて95%、最終的には100%の地権者の同意がないと土地改良が実行されないというお話を伺ってまいりました。それで、全員に賛成していただいて、第1期工事が終わったわけでございます。今は第2期工事が現在進行中で、パイプラインによる霞ヶ浦用水を利用し、畑地かんがい施設の整備が進められているということです。完成すれば全ての事業が終了し、より計画的で大規模な作付が可能になるということでした。

その後、今度は水田地帯、七郷中川地区を訪れまして、ここは水田の米作が中心の耕作地で、水田に排水路や暗渠整備をして水はけをよくするということの農業の近代化の障害になっていました。これらを解消するために、要するに区画を50アールを標準区画として整備したとのことでした。受益面積は231へクタール、うち189.3へクタールを整備し、暗渠排水、それと整然とした区画で圃場に用排水設備が完備され、大型機械での作業が効率がよくなるなというふうに感じ取れました。

総括して、邑楽町でも全国的な流れと同じように、特に中野地区は担い手の高齢化により、農地の受け手がいない状況になりつつあります。若い担い手の方々からは、「広くて作業しやすい圃場なら借りたい」という声も聞きますので、このようなことから、今回の視察調査地を参考にした「田畑の規模拡大や区画整理」を進め、効率的かつ作業しやすい圃場の整備をするとともに、担い手の育成、農地の集積・集約を進めていくことの大切さを痛感した視察でした。

次に、石巻の東日本大震災地の石巻・大震災のまなびの案内の視察に入りました。石巻観光ボランティア協会の齋藤会長のガイドにより、体験に基づく説明を受けながら、被災地・石巻市の現状を視察してまいりました。バスにボランティアガイドが乗車し、被災の大きかった地域を案内しながら語り伝えるという形で説明を受けました。

平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生したわけですが、観測史上最大となるマグニチュード9.0、震度6強の強い揺れとともに、その後に沿岸地域全域に襲来した巨大津波が多くの人命を奪い、住まいや働く場所、道路、港湾、漁港など多くの財産が失われました。東日本大震災による津波で、旧北上川河口から逆流した水で旧の市街地全体が水浸しになり、新北上川河口から流域部が広域水没または浸水しました。主な被害状況は、死者3,181人、行方不明者約420人、住宅全壊2万42棟、市内73平方キロメートルが浸水し、市内最大避難所数が259カ所設けられたそうです。

市内を案内しながら、ガイドさんは次のように説明してくれました。避難時に通信手段がなく、 携帯電話も使えず、家族を心配して車で学校に駆けつけようとして大変な渋滞となりました。海岸 に近い住宅地では、住宅を越えた津波が押し寄せてきて、車のドアが開かない状態になり、車の中 で亡くなった方が非常に多くいたということでした。

その被害の中でも、被災地の中にあった大企業、日本製紙の工場では、当時約600名の従業員が働いていたそうですが、避難し、全員無事で、死者とか、けがもなく避難できたということでした。 毎年防災訓練の中で津波訓練も実施していまして、日和山に社宅があり、避難場所になっていて、 防災無線が鳴ると同時に避難を開始したため、犠牲者がいませんでした。避難路として石段も事前 に整備されていたとのことでした。ですから、ふだんからも訓練していれば、かなり生命までは何 とか助かるという説明でした。

そして、震災当時困ったことは、情報が伝わらないこと、携帯電話が使えないばかりか、ラジオからも石巻の様子は一つも伝えられなかったそうです。

一人一人が防災の知識を持つことが必要であり、防災物資の中には特に女性の物資も備えておくことが重要であると教えられました。現在では防災会議に必ず女性も加わっているとのことでした。 被災地の状況は、テレビ・新聞等の報道で知っているつもりでしたが、今回地元ガイドの説明を 受けて、改めて東日本大震災の津波のすさまじさ、怖ろしさを肌で感じることができました。

私たち邑楽町においても災害は起きないと言っていますけれども、やはり地震が大変多く発生していますので、これからも個人が関心を持つことが大事であり、また訓練もやっていかなくてはならないと思った次第です。

以上です。

○小島幸典議長 以上で委員長からの報告を終わります。

◎日程第4 閉会中の継続調査について

○小島幸典議長 日程第4、閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に印刷配付してあります継続調査事項一覧表のとおり申し出がありました。

お諮りします。各委員長より申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小島幸典議長 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定します。

◎町長の挨拶

○小島幸典議長 以上をもちまして今期定例会の日程は全て終了しました。

閉会に当たり、町長から発言の申し出がありますので、許可します。

金子町長。

[金子正一町長登壇]

○金子正一町長 議長のお許しをいただきまして、平成30年第4回邑楽町議会定例会の閉会に当たり、 一言お礼のお言葉を申し上げます。

12月10日に開会された定例会も本日14日が最終日となりました。この間、各種条例の改正や各会

計補正予算など提案をいたしました議案を全て可決をいただきました。また、議案審議の中では、 福祉行政に対して大変貴重なご意見をいただきました。一般質問でのご意見とともに、今後の行政 運営に役立ててまいりたいと思います。大変ありがとうございました。

さて、町制施行50周年事業も10月20日に記念式典を開催し、議員各位をはじめ多くの方々の出席をいただき、盛大に開催することができました。先人の今までのご功績に感謝するとともに、議員の皆様とともに今後のまちづくりに努めてまいりたいと思いますので、ご指導よろしくお願い申し上げます。

平成30年もあとわずかとなりました。ここのところ寒い日が続いておりますが、議員各位におかれましては、健康に十分留意され、輝かしい新年を迎えられますよう心からご祈念申し上げまして、御礼の言葉といたします。

大変お世話になりまして、ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○小島幸典議長 以上で平成30年第4回邑楽町議会定例会を閉会します。

ご協力をいただきまして、ありがとうございました。

[午前10時38分 閉会]